

四日市市告示第195号

四日市市スポーツ大会等開催事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市スポーツ大会等開催事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市スポーツ大会等開催事業費補助金交付要綱（令和2年四日市市告示第203号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助交付対象大会等)</p> <p>第2条 補助金の交付対象となる大会等は、<u>四日市市が所有する市内の公共施設で実施されるもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) 国際大会（<u>交付申請時において、参加国が日本を含む3カ国以上と見込まれるものであり、1割以上の外国人選手の参加が見込まれるものをいう。</u>）</p> <p>(2) 全国大会（<u>全都道府県を参加対象とし、公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体等が主催、主管若しくは共催するもの又は全都道府県を参加対象とし、交付申請時において、24都道府県以上から選手の参加が見込まれるものをいう。</u>）</p> <p>(3) リーグ戦等のスポーツイベント （<u>一般社団法人日本トップリーグ連携機構に加盟する団体又は公益財団</u></p>	<p>(補助交付対象大会等)</p> <p>第2条 補助金の交付対象となる大会等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 国際大会（参加国が日本を含む3カ国以上であり、<u>参加選手の1割以上が外国選手であるものをいう。</u>）</p> <p>(2) 全国大会（全都道府県を参加対象とし、24都道府県以上から選手の参加が<u>あるものをいう。</u>）</p> <p>(3) リーグ戦等のスポーツイベント （<u>一般社団法人日本トップリーグ機構又は公益財団法人日本スポーツ協</u></p>

法人日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体等が主催、主管又は共催する最上位のレベルのリーグ戦等をいう。)

(4)から(6)まで(略)

2 前項第2号の規定に関わらず、次の各号に掲げるものについてはこの要綱を適用しない。

(1) 公益財団法人日本中学校体育連盟並びに各県及び各市町村の中学校体育連盟が主催、主管又は共催する大会

(2) 公益財団法人全国高等学校体育連盟及び各県の高等学校体育連盟が主催、主管又は共催する大会

(3) 政治的又は宗教的活動を目的とする大会

(4) この要綱に基づく補助金以外の補助金、負担金等の金銭的援助を本市から受けている大会

(補助交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、前条に該当する大会等を実施しようとする者とする。

会に加盟する中央競技団体等が主催、主管又は共催する最上位のレベルのリーグ戦等をいう。)

(4)から(6)まで(略)

2 前項第2号の規定に関わらず、次の各号に掲げるものについてはこの要綱を適用しない。

(1) 公益財団法人日本中学校体育連盟並びに各県及び各市町村の中学校体育連盟が主催する大会

(2) 公益財団法人全国高等学校体育連盟及び各県の高等学校体育連盟が主催する大会

(補助交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、前条に該当する大会等を市内のスポーツ施設において実施しようとする者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する大会は、補助対象としない。

(1) 政治的又は宗教的活動を目的とする大会

(2) この要綱に基づく補助金以外の補助金、負担金等の金銭的援助を本市から受けている大会

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、四日市市スポーツ大会等開催事業費補助金交付申請書（第1号様式）に、必要な書類を添えて、当該大会等開催日の14日前までに市長に提出しなければならない。ただし、4月に実施する事業については、補助金交付該当年度の予算確定後速やかに提出するものとする。

2 (略)

(交付決定)

第7条 市長は、前条に定める申請書の提出があったときは、その内容を審査して、補助金の交付の可否を決定するとともに、交付すべき補助金額を四日市市スポーツ大会等開催事業費補助金額決定通知書（第2号様式）により団体に通知するものとする。

(計画の変更)

第8条 補助金の交付対象者が補助金の交付決定通知を受けた後において、補助金の交付対象事業の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合又は補助金の交付対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市スポーツ大会等開催事業費補助金計画変更承認申請書（第3号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（第1号様式）に、必要な書類を添えて、当該大会等開催日の14日前までに市長に提出しなければならない。

2 (略)

(交付決定)

第7条 市長は、前条に定める申請書の提出があったときは、その内容を審査して、補助金の交付の可否を決定するとともに、交付すべき補助金額をスポーツ大会開催補助金額決定通知書（第2号様式）により団体に通知するものとする

(計画の変更)

第8条 補助金の交付対象者が補助金の交付決定通知を受けた後において、補助金の交付対象事業の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合又は補助金の交付対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に計画変更承認申請書（第3号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

2及び3 (略)

(実績報告)

第9条 交付決定を受けた団体は、大会等終了後、速やかに四日市市スポーツ大会等開催事業費補助金実績報告書

(第4号様式)に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の支出)

第10条 第8条の規定による補助金額の決定の通知を受けた者は、四日市市スポーツ大会等開催事業費補助金交付請求書(第5号様式)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 四日市市スポーツ大会等開催事業費補助金の交付申請に虚偽又は不正があったとき

(2) 補助金交付決定を受けた大会が中止になったとき

(略)

附 則

1 (略)

(有効期限)

2 この要綱は令和7年3月31日限り、その効力を失う。

2及び3 (略)

(実績報告)

第9条 交付決定を受けた団体は、大会等終了後、速やかにスポーツ大会開催補助金実績報告書(第4号様式)に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

(第4号様式)に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の支出)

第10条 第8条の規定による補助金額の決定の通知を受けた者は、スポーツ大会開催補助金交付請求書(第5号様式)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) スポーツ大会開催補助金の交付申請に虚偽又は不正があったとき

(2) 大会が中止になったとき

(略)

附 則

1 (略)

(有効期限)

2 この要綱は令和4年3月31日限り、その効力を失う。

改正後

別表第1 交付対象となる経費

対象となる大会等	補助対象経費	
国際大会、全	(略)	
国大会、リー	会場設営費	(略)
グ戦等のスポ	<u>大会等運営費</u>	・ <u>競技役員等の報償費、宿泊費</u>
ーツイベン	広告宣伝費	(略)
ト、ホームタ ウン包括連携 協定締結 団体の大会等	(略)	
(略)		

備考

1 次に掲げる経費は、補助対象経費としないものとする。

- (1) 領収書または支払いを証明する書類の写し（名宛人が申請者と同一名義のものに限る。）が提出できない経費
- (2) 競技団体職員等の人件費及び事務局の管理運営経費
- (3) 車両借上費及び宿泊費のうち、申請者が事業者に直接支払いを行わないもの
- (4) 宿泊費のうち、市外宿泊施設に係る経費及び1名につき1泊当たりの宿泊費が11千800円を超える場合における当該宿泊費から11千800円を除いた部分の金額
- (5) 報奨費のうち、1名につき1日7千900円を超える場合における当該報償費から7千900円を除いた部分の金額

改正前		
別表第1 交付対象となる経費		
対象となる大会等	補助対象経費	
国際大会、全国大会、リーグ戦等のスポーツイベント、ホームタウン包括連携協定締結団体の大会等	(略)	
	会場設営費	(略)
	広告宣伝費	(略)
	(略)	
(略)		

改正後		
別表2 交付する補助金の額		
対象となる大会等	補助金の額	上限額
国際大会、全国大会、リーグ戦等のスポーツイベント	補助対象経費の3分の2以内	200万円
ホームタウン包括連携協定締結団体の大会等	補助対象経費の3分の2以内	100万円
(略)		
備考		
1 (略)		
2 国・県の補助金等を併用する場合の補助金の額は、国・県の補助額等を超えない範囲で、国・県・市の補助金等の合計額が対象事業費を超えない額とする。		

改正前

別表2 交付する補助金の額

対象となる大会等	補助金の額	上限額
国際大会、全国大会、リーグ戦等のスポーツイベント	補助対象経費の3分の2	200万円
ホームタウン包括連携協定締結団体の大会等	補助対象経費の3分の2	100万円
(略)		

備考

1 (略)

第1号様式から第5号様式までを次のように改める。

年 月 日

所在地	〒
団体名	
代表者名	

四日市市長

四日市市スポーツ大会等開催事業費 補助金額決定通知書

年 月 日付で交付申請のあったスポーツ大会等開催事業費補助金について、四日市市スポーツ大会等開催事業費補助金交付要綱第7条に基づき、下記の通り決定しましたので通知いたします。

記

補助交付対象大会の種類	
大会/合宿/イベント名	
開催期間	年 月 日 ~ 年 月 日
補助対象経費 (申請予算額)	円
補助交付決定額	円
備考	(1) 四日市市スポーツ大会等開催事業費補助金交付要綱並びに四日市市補助金等交付規則の規定を遵守すること。 (2) 交付申請書に虚偽又は不正があったとき、並びに大会等が中止となった場合には、交付決定額の全部又は一部を取り消すことがある。

年 月 日

（宛先）
四日市市長 様

（申請者）

所在地	〒
団体名	
代表者名	
電話番号	

四日市市スポーツ大会等開催事業費補助金計画変更承認申請書

四日市市スポーツ大会等開催事業費補助金交付要綱第8条に基づき、下記の通り再申請します。

記

補助交付対象大会の種類 (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> (1) 国際大会 <input type="checkbox"/> (2) 全国大会 <input type="checkbox"/> (3) リーグ戦等のスポーツイベント <input type="checkbox"/> (4) ホームタウン包括連携協定締結団体の大会等 <input type="checkbox"/> (5) スポーツ合宿
大会/合宿/イベント名	
開催期間	変更前： 年 月 日 ~ 年 月 日 変更後： 年 月 日 ~ 年 月 日
補助対象経費（予算額）	変更前： 円 変更後： 円
補助交付申請額	※交付要綱別表の限度額を超えないこと。 変更前 円 変更後 円
添付書類	<input type="checkbox"/> 変更内容が分かる書類

年 月 日

(宛先)
四日市市長 様

(申請者)

所在地	〒
団体名	
代表者名	
電話番号	

四日市市スポーツ大会等開催事業費補助金交付請求書

四日市市スポーツ大会等開催事業費補助金交付要綱第10条に基づき、下記の通り請求します。

記

1. 請求金額

請求金額	百万			千				円

2. 振込先

金融機関	銀行 信金		支店	
	信組 農協		支所	
預金種別	1. 普通(総合)	2. 当座	3. その他	口座番号
口座名義 (カタカナ)				

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)